

第17回 南越前町農業委員会 総会議事録

令和5年3月23日(木)南条地区公民館1階視聴覚室において午後1時半から、第17回南越前町農業委員会総会を開催した。

○議事

<審議事項>

- 議案第1号 農地の地目変更届について
- 議案第2号 農地改良届について
- 議案第3号 現況証明申請について
- 議案第4号 南越前町農用地利用集積計画の決定について
- 議案第5号 地籍調査事業実施に伴う地目変更の認定について
- 報告第1号 農地法改正に伴う下限面積要件の廃止について
- 報告第2号 空き家に付随する農地の下限面積の別段の面積に関する取扱規程の廃止について

<その他>

- 令和5年度南越前町農作業標準料金について
- 令和4年度南越前町水田賃借料情報について
- 令和5年農業委員会の目標設定について
- 南越前町農業委員会の指針について

出席委員 7名		欠席委員 3名	
委員番号	氏名	委員番号	氏名
1	川崎 藤次	1	
2	西川 勝一	2	
3	桂 慶一郎	3	
4	岩寄 和実	4	
5		5	植村 功吉
6		6	朝倉 勇二
7	石山 清孝	7	
8		8	田嶋 秀夫
9	小不動 勝史	9	
10	惣次 健一	10	
事務局長	市村 誠		
書記	用田 さおり		

議事録署名委員

3番 桂 慶一郎

4番 岩寄 和実

【開会】 午後 1 時 30 分	
事務局長	皆さまお揃いですので、ただ今から第 17 回南越前町農業委員会総会を開催いたします。 それでは、惣次会長よりご挨拶をお願いいたします。
【会長あいさつ】	
惣次会長 ※以下議長	挨拶
【議事録署名委員の指名】	
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は、植村委員さん、朝倉委員さん、田嶋委員さんから欠席のご連絡をいただいておりますが、農業委員会等に関する法律第 27 号第 3 項の規定により、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>本日の議事録署名委員でございますが、3 番 桂委員さんと 4 番 岩寄委員さんをお願いしたいと思います。次回の総会開催日に議事録への署名・押印をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、南越前町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は惣次会長をお願いいたします。</p>
【議案第 1 号 農地の地目変更届について】	
議長	それでは、議案第 1 号「農地の地目変更届について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>はい、ご説明いたします。</p> <p>今回、農地の地目変更届についてご説明します。</p> <p>1 ページをご覧ください。</p> <p>申請人は、福井市●●にお住いの●●さんで、申請地は、ニッ屋●●、●●、●●の田、面積は、それぞれ 771 m²、745 m²、878 m²です。</p> <p>位置につきましては、2 ページをご覧ください。矢印で示している箇所が申請地です。3 ページの写真は現地確認の様子です。</p> <p>申請理由は、畑として利用することとしたいというものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	はい、ありがとうございました。ただ今、事務局から説明がありました案件でございますが、現地確認の報告を石山委員さんお願いします。
石山委員	<p>はい、報告をさせていただきます。</p> <p>朝倉委員さんと事務局 2 人と 4 人で 3 月 13 日に現地確認を行ってまいりました。</p> <p>申請地は、ニッ屋の●●がすぐそばにあるところの農地で、田から畑に変更して農地を有効に利用していただけるということですので、地目変更にあたっては問題ないと判断いたします。</p> <p>よろしくをお願いいたします。</p>

議長	<p>ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局および桂委員さんからの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>無いようでございますので、採決いたします。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたします。</p>
【議案第2号 農地改良届について】	
議長	次に、議案第2号「農地改良届について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>はい、ご説明いたします。</p> <p>資料4ページをご覧ください。</p> <p>届出人は、南今庄にお住まいの●●さんで、申請地は今庄●●、●●、●●の田、面積は、それぞれ2,474㎡、451㎡、296㎡でございます。</p> <p>位置につきましては、5ページをご覧ください。矢印で示している箇所が申請地です。6ページの写真は現地確認の様子です。</p> <p>農地に土砂を搬入して嵩上げし、育苗のためのビニールハウスを建設する予定だそうです。</p>
議長	はい、ありがとうございました。ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を石山委員さんお願いします。
石山委員	<p>はい、それでは報告します。</p> <p>先週の月曜日の3月13日に朝倉委員さんと事務局2人と現地確認を行いました。</p> <p>現場は、災害土砂を受け入れ嵩^{かさ}あげして、そのあとビニールハウスを建てる予定と聞いております。農地改良して農地の有効利用することは問題ないと考えます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局および石山委員さんからの説明について、発言のある方は挙手でお願いします。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>無いようでございますので、採決いたします。</p> <p>議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。</p>
【議案第3号 現況証明申請について】	
議長	次に、議案第3号「現況証明申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>はい、ご説明いたします。</p> <p>資料7ページをご覧ください。</p> <p>申請人は南越前町今庄にお住いの●●さんで、申請地は今庄●●、●●、●●、面積409㎡、95㎡、99㎡で、いずれも登記地目は畑、現況は非農地でございます。</p> <p>位置につきましては、8ページをご覧ください。矢印で示している箇所が申請地です。9ページの写真は現地確認の様子です。写真で見ても分かるように、とても入り組んでいる土地で、周りは宅地に囲まれており、30年以上前から農地としては使用していないとのことで、耕作できる状況</p>

	<p>にはなく、今回、現況に見合った地目に変更したいということで非農地である証明を申請されたというものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を石山委員さんお願いします。</p>
石山委員	<p>はい、報告させていただきます。</p> <p>先程と同様に現地確認を行ってまいりました。</p> <p>申請地は、今庄駅のすぐそば住宅街にあり、とても農地とは言えない状態でした。今後も耕作する予定はないということで、現況に見合った地目にするには、問題ないと判断いたします。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
西川委員	<p>今後の参考にお聞きしたいのだが、登記簿の名義人がなくなった場合、登記簿の名義変更していないが、相続人の名前で申請できるのか。</p>
事務局	<p>相続登記は済んでいない。登記簿名義人は亡くなっているため、相続人からの申請をしていただいている。</p>
岩寄委員	<p>登記簿の名義人は死亡しているため、この現況証明申請は、相続人からの申請を農業委員会としては許可するという事でよろしいですね。</p>
西川委員	<p>相続登記義務化されますし、事務局としては、相続登記を済ませるよう指導してください。</p>
事務局	<p>わかりました。指導していきます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局および石山委員さんからの説明について、発言のある方は挙手でお願いします。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>無いようでございますので、採決いたします。</p> <p>議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。</p>
【議案第4号 農業振興地域整備計画変更に係る意見の決定について】	
議長	<p>次に、議案第4号「農業振興地域整備計画変更に係る意見の決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。ご説明いたします。資料11ページをお願いいたします。</p> <p>南越前町長より令和5年3月17日付けで農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による南越前町農用地利用集積計画の決定を求められております。12ページをご覧ください。</p> <p>利用権設定日は令和5年4月1日です。</p> <p>新規で利用権設定される計画の農地面積は47,623.63㎡、貸し手は14名で借り手は9名、筆数は全部で36筆です。利用権が再設定される計画の農地面積は602,518.59㎡、貸し手は157名で借り手は29名、筆数は全部で332筆です。</p> <p>13ページから22ページは契約に関する詳細な情報になります。計画内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。</p>

	令和5年3月24日の公告予定日です。以上で説明を終わります。
議長	<p>ありがとうございました。皆さんこの件に関し、何かご質問はございませんか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>無いようでございますので、採決いたします。</p> <p>議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。</p>
川崎委員	株式会社 GREEN という会社はどこにあるのですか
事務局長	清水集落にあり、●●さんが1人雇って、株式会社 GREEN をたちあげた
西川委員	農業者の中に株式会社というのはどれだけあるのか。
小不動産委員	株式会社 総合ファームがあります。
【議案第5号 地籍調査事業実施に伴う地目変更の認定について】	
議長	次に、議案第5号「地籍調査事業実施に伴う地目変更の認定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>はい、ご説明いたします。資料23ページをご覧ください。</p> <p>令和5年3月13日付けで南越前町長から農業委員会会長宛に地籍調査事業実施に伴う地目変更の認定について照会がありました。</p> <p>これは、昭和56年10月7日付け国土国第409号国土庁土地局国土調査課長指示に基づき、地籍調査において登記簿上の地目が農地である土地に関する地目認定は、調査の適正と不動産登記手続きにおける地目認定基準等との相互の運用上の整合性を図る趣旨等から、土地利用状況、土地利用の確実性などや埋め立て工事等の時期、経緯を調査し、農業委員会に照会をかけることになっております。</p> <p>24ページをご覧ください。今回、調査区域「今庄第10地区(湯尾③)」について地目変更対象が126筆ございます。このうち、田畑から非農地への変更が111筆、田から畑、畑から田への変更が15筆ございます。詳細については、25ページから37ページに添付されているとおりです。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局の説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>無いようでございますので、採決いたします。</p> <p>議案第5号について、地目変更の認定をすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。</p>
【報告第1号 農地法改正に伴う下限面積要件の廃止について】	
議長	次に報告事項に入ります。報告第1号「農地法改正に伴う下限面積要件の廃止について」、事務局より説明をお願いします。

事務局	<p>はい、ご説明いたします。資料は 38 ページをご覧ください。</p> <p>農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律により、「農地等の権利取得に当たっての下限面積の要件を廃止することとする」農地法第 3 条第 2 項第 5 号を廃止する改正が、令和 5 年 4 月 1 日施行されます。法律案が 40 ページの網掛けのところ、41 ページの農林水産省からの事務連絡でも農業委員会で下限面積を公示している場合は、誤解を招かぬよう廃止の手続きを行ってくださいとあります。42 ページでは、平成 21 年 11 月 26 日農業委員会へ提出されたものになります。国で決定する事項ですので、農地の権利取得に係る下限面積要件について、3 月中に告示し農地法改正に伴う下限面積要件について廃止します。よって 4 月 1 日以降は下限面積要件がなくなりますのでご注意ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
西川委員	これは一般の下限面積要件がなくなるということですが、南越前町にはもう一つ空き家に付随する農地の下限面積の別段面積を定めているがどうなるのか
事務局	あとの報告第 2 号ででてくるのですが、こちらにおいても廃止となります。
西川委員	下限面積要件を廃止するにあたって、町としての方針はあるのか？対応をどうするのか。
事務局	<p>そのほかの要件として、農地法第 3 条第 2 項各号の要件は残ります。</p> <p>第 1 号は農地すべてを効率的に利用すること</p> <p>第 4 号は農作業に常時従事すること</p> <p>第 6 号は周辺の農地利用に支障がないこと</p> <p>他の市町もどのように要件を定めているのかと HP で確認したのですが、この要件以外に独自で要件を設定している市町はありませんでした。</p>
西川委員	それは独自設定ができないということか？
事務局	<p>公表されている市町の HP にて、第 1 号第 4 号第 6 号の要件は残りますとしているところがほとんどで、独自設定している市町は見かけませんでした。</p> <p>広く農地取得を推進していくのでしょうか。</p>
西川委員	畑をしている人が、新規で田んぼをしたい人も対象になるのですか。
事務局	はい。対象になります。
岩寄委員	<p>観点が違う。これは役所が平野部の話をしているのであって、町のような山間部に入ってくると、そういう訳にはいかない。下限面積要件を残した方がいいのではないか。</p> <p>国の方策ばかりの言うこと聞くことはない。</p> <p>農地を守るために下限面積要件を廃止するべきではない。</p>
議長	<p>ただいまの報告第 1 号について、発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、以上で報告第 1 号を終わります。</p>
【報告第 2 号 空き家に付随する農地の下限面積の別段の面積に関する取扱規定の廃止について】	
議長	続いて報告第 2 号「空き家に付随する農地の下限面積の別段の面積に関する取扱規定の廃止について」、事務局より説明をお願いします。

事務局	<p>はい、ご説明いたします。資料は43ページをご覧ください。</p> <p>農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律により、「農地等の権利取得に当たっての下限面積の要件を廃止することとする」農地法第3条第2項第5号を廃止する改正が、令和5年4月1日施行されます。報告第1号に関連することになりますね。この改正によりこの取扱規定についても効力を失うこととなりますので、廃止の手続きをさせていただきます。44ページにはホームページにて報告第1号報告第2号について掲載されておりますが、この掲載は削除となります。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
西川委員	<p>この報告事項2つとも含めて町で拒否することはできないので、逆にいらっしゃいませという体制にして、そこに地域の方が入れるように、そして農地取得の話が合ったときにすぐに地域の農家組合長さんとかに話が行くようなことを考えてもらって、相談があったときには、事務局長事務局で受けて、HPやチラシ等で見せていくしかないだろう。</p>
議長	<p>ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、以上で報告第2号を終わります。</p>
<p>【その他 令和5年度南越前町農作業標準料金について】</p>	
議長	<p>続きまして、その他に移ります。まず、令和5年度南越前町農作業標準料金について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、令和5年度南越前町農作業標準料金についてという資料ページをご覧ください。先月2月21日に令和4年度農業用機械等利用標準料金設定協議会を開催いたしました。福井県農業会議が昭和39年から毎年設定している農作業標準料金設定指針と、近隣市町の動向を参考にして一つ一つ協議をした結果、令和5年度の料金については、別紙一覧表のとおり案を作成しました。令和2年から令和4年までの3年間は同じ料金でしたが、県農業会議が示した指針においても、令和5年版全体として燃料費や農業機械価格の上昇により、若干の上昇となっております。その指針を参考に南越前町においても若干上昇させました。</p> <p>標準料金は1区画おおむね30a程度の圃場整備がなされている10a当たりの料金ということで算定しており、南越前町は中山間地域で小区画の圃場が多いため作業がしにくいということで割増料金が設定されています。あくまでも目安として参考にしていただいて、受委託者双方でよく話し合ったうえで決めていただきたいと思いますということです。</p> <p>本日の報告を踏まえ、4月上旬町ホームページに、広報誌は4月25日発行のものに掲載して周知いたしますので、よろしく願いいたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>何か質問はありませんか。よろしいでしょうか。</p>
<p>【その他 令和4年度南越前町水田賃借料情報について】</p>	
議長	<p>次に、令和4年度南越前町水田賃借料情報について事務局の説明を願います。</p>

事務局	<p>それでは水田賃借料情報について説明いたします。資料をご覧ください。農業委員会では農地法第52条の規定により、農地の賃借料情報を広く公表することになっております。</p> <p>今回、令和4年3月から令和5年2月までに公告された農地の賃借料を集計したものでございます。南条地区の平均額は7,000円、最高額12,000円、最低額1,000円、データ数は186筆です。今庄地区の平均額は5,500円、最高額15,000円、最低額4,000円、データ数は83筆でした。河野地区のデータはこの期間は利用権設定がありませんでした。</p> <p>集計については、使用貸借で設定された契約は含まれておりませんが、参考といたしまして、表の右側の欄に使用貸借のデータ数を記載してあります。南条地区は31筆、今庄地区は75筆、河野地区は0筆でございました。</p> <p>水田賃借料情報につきましても、本日の報告を踏まえ、4月上旬に町ホームページへ掲載して周知いたします。以上で、説明を終わります。</p>
議長	この料金は参考としてということですね
事務局	はい。そうです。
議長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>何か質問がありましたらお願いします。</p> <p>無いようでしたら、その他、事務局からの連絡事項がありましたらお願いします。</p>
【その他】	
事務局	<p>はい。本日は、ありがとうございました。事務局からあと3点ございます。</p> <p>まず1点目ですが、令和5年度農業委員会の目標についてです。資料も別添でつけていますが、令和5年度も主な取組といたしまして、本年度から約2年の間令和7年3月末までに南越前町の農地の将来像を描いた目標地図の作成と地域計画の策定をしなければなりません。その元となる、人・農地プランを参考にまだ実質化していない集落での話し合いをすすめて、農業委員会、最適化推進委員、JA、担い手等関係機関が一体となった地域計画の策定ができるよう一緒によろしく願います。</p> <p>2点目ですが、資料を別添で用意しています南越前町農業委員会指針についてです。国が示したとおりに南越前町の状況をいれて作成しました。また目を通しておいてください。</p> <p>3点目は、活動記録簿についてです。令和4年度1年間の報酬を支払うための基礎資料となり、まだ家に残っている記録簿がありましたら提出していただきますようお願いいたします締め切りは3月31日として、そのあとは支払い業務を行いますので、1時間でも報酬に関わりますので、提出漏れがありませんようお願いいたします。では事務局長からもお話がございました。</p>
事務局長	<p>令和5年7月末で改選を迎える、農業委員会委員、最適化推進委員ですが、3年前は2月の区長会にお願いしたのですが、今回は、3月末に区長あてに郵送で依頼させていただき予定をしております。もうすでに区長等と話し合いは終わっていて継続していただける委員、あるいは後任の方が決まっているという方がいらっしゃいましたら、その地区の区長への連絡はしないようにしますので、総会終了後または後日でも事務局までお知らせしてください。事務局としてはぜひ継続して農業委員会委員をお願いしたいと思っております。</p> <p>私事ですが教育委員会事務局へ異動となりました。2年間農業委員の皆様には大変お世話になりました。ありがとうございました。</p>
議長	事務局の担当は決まりましたか

事務局	引き続き、私が事務局の担当です。
議長	2年間事故なくありがとうございました。はい。ありがとうございました。 それでは、次回農業委員会の開催日について、事務局の説明をお願いします。
【次回農業委員会開催日について】	
事務局長	次回農業委員会の日程でございますが、令和5年度初めての開催を来月5月に予定しております。事務局案といたしましては、5月25日(木)午後1時30分から ということでお願いしたいと思っております。場所につきましては、今回は、役場別館第6会議室で行いたいと思います。いかがでございでしょうか。 (意見なし)
事務局長	それでは今回は5月25日(木)午後1時30分から、役場別館第6会議室で開催させていただきます。今回の開催通知の日程につきましては、改めてご通知をさせていただきます。よろしく願いいたします。 以上をもちまして、第17回南越前町農業委員会総会を終了いたします。閉会にあたりまして、川崎会長職務代理者よりご挨拶をお願いいたします。
川崎会長職務代理者	はい。 長時間ご審議ありがとうございました。これから春の農作業、安全第一に取り組んでいただきたいです。次回も全員が元気に顔を出していただきたいと思っております。 事務局長2年間あ疲れ様でした。 本日の総会、お疲れ様でございました。
【閉会】 午後2時30分	